

奈良県告示第二百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十五年三月奈良県告示第三百四十五号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域
平群町上庄（○○一）土石流警戒区	平群町菊美台（○○四）土石流警戒	平群町菊美台（○○三）土石流警戒	平群町菊美台（○○二）土石流警戒	平群町菊美台（○○一）土石流警戒	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり
おり	おり	おり	おり	おり	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課
災課	災課	災課	災課	災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課	奈良県郡山土木事務所及び平群町役場総務防災課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。